

令和6年度 部活動支援員の手引き

 世田谷区教育委員会

目次

1 はじめに	1
2 部活動支援員制度の概要	2
3 部活動支援員の委嘱と遵守事項	5
4 部活動支援員の心得	7
5 部活動中の安全対策	9
6 「部活動支援員」制度による指導体制	12
7 謝礼の支出	18
8 活動中における事故等に対する保険	19
9 部活動支援員研修	19
10 メールアドレス登録のお願いおよびポータルサ イトの開設	20

1 はじめに

部活動は、学年や学級の枠を超えて、同じ活動に興味がある生徒が自主的に参加するものです。生徒同士の交流や教員等とのふれあいを通じて、生徒の自主性や社会性などの人間的成長を育みます。また、顧問教員の指導のもと生徒間で切磋琢磨しながら、より高い水準の技術や記録をめざし、日々努力する場でもあります。

しかしながら、顧問教員の不足や異動、生徒・保護者のニーズの多様化や専門的な指導の必要性等から、継続的活動や技術指導が困難な部活動が見受けられるようになりました。部活動支援員制度は、顧問教員等が専門的な指導をすることが困難な部活動において、部活動支援員が技術指導面を補助し、継続的・安定的な部活動を推進することを目的に導入されました。部活動支援員は、部活動という学校教育の一端を担うため、学校教育への理解と一定の資質・能力の向上を図る必要があります。

本手引きでは、部活動支援員制度の位置付けや部活動支援員の役割、心得等をまとめています。

部活動支援員の方々に本手引きをご一読いただき、部活動指導を進めるための一助としていただければ幸いです。

また、各校における部活動に係る活動方針に従って活動してください。

今後、世田谷区立中学校の部活動が一層充実し、発展していくことを期待しております。

世田谷区教育委員会事務局

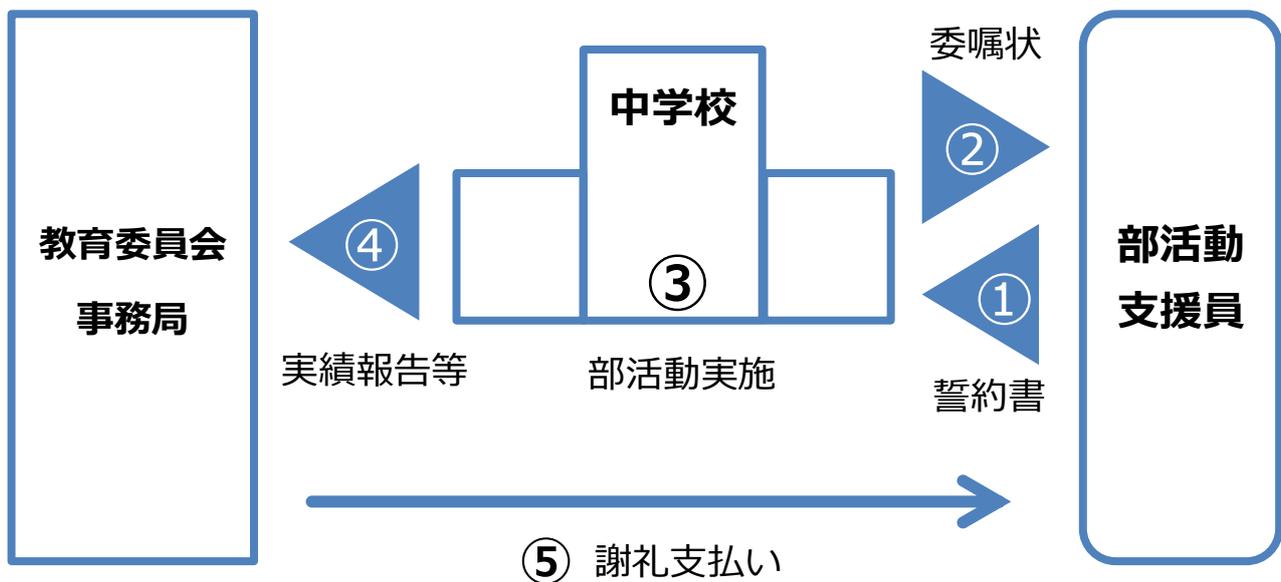
2 部活動支援員制度の概要

部活動支援員制度の概要

世田谷区では、平成 18 年 4 月から、部活動を「世田谷区立学校管理運営規則」に規定し、中学校の教育活動としての位置付けを明確にし、部活動の充実に向けた支援等を講じています。

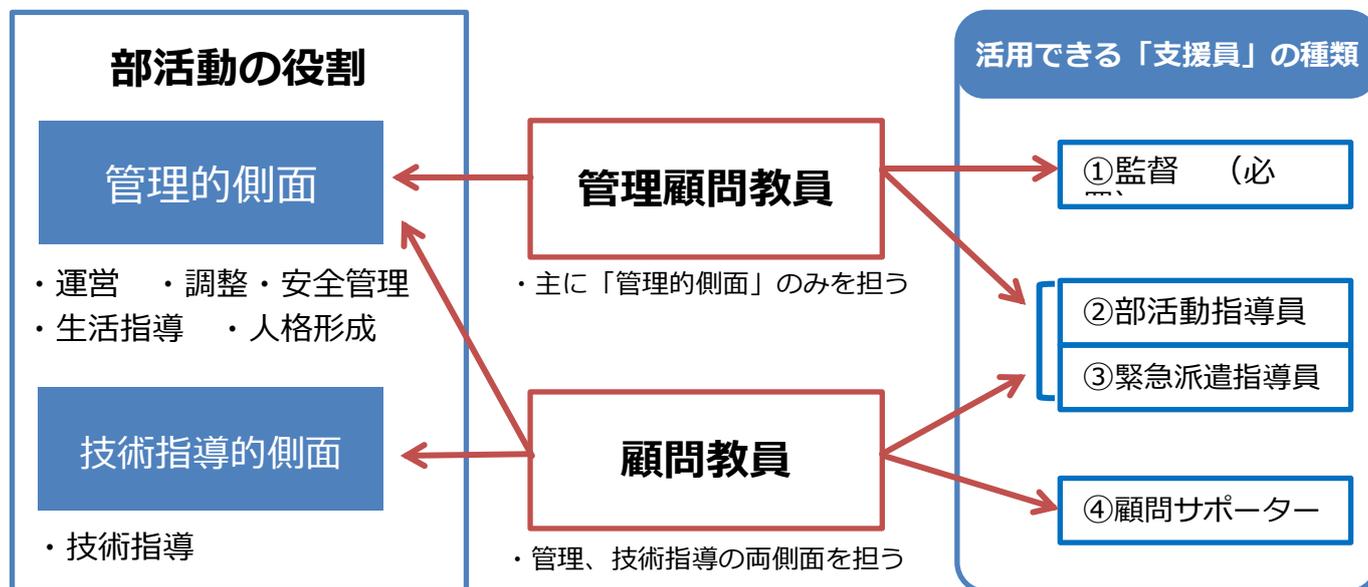
各学校の部活動指導にあたり、地域の方等に部活動指導にご協力いただく「部活動支援員制度」の活用により、継続的・安定的な部活動の推進に取り組んでいます。

【部活動支援員委嘱等の流れ】



部活動支援員制度による指導体制の概要

1 部活動指導における教員の役割と従事形態



2 指導体制

(1) 「管理顧問教員」、「顧問教員」による指導体制

教員	活用できる「支援員」の種類
管理顧問教員	①監督、②部活動指導員、③緊急派遣指導員
顧問教員	②部活動指導員、③緊急派遣指導員、④顧問サポーター

※ 「管理顧問教員」とは

教員等が部活動に従事するが技術指導ができない場合等の形態。部活動に求められる役割のうち主に管理的側面を担います。技術指導的側面は「監督」に役割を分担します。

※ 「顧問教員」とは

教員等が部活動に従事する場合の基本的で最も望ましい形態。部活動指導の「管理的側面」と「技術指導的側面」の双方を担います。

(2) 「部活動支援員制度」における支援員の種類

詳細については[6.「部活動支援員」制度による指導体制]を参照してください。

令和6年度から、謝礼単価（1時間あたり）を監督は300円、その他は100円引き上げました。

名称（種類）	主な役割	謝礼単価 (1時間)
①監督	「顧問教員」を置けない部活動において、「管理顧問教員」と協力して、必要な技術の指導を行います。 また、練習試合や一部の大会において単独引率を行うことができます。(詳細は単独引率を参照してください)	1,800円 (単独引率1回 3,500円)
②部活動指導員	顧問教員又は監督の技術指導を補佐します。 学校の従前の部活動指導員。	1,400円
③緊急派遣指導員	顧問教員又は監督が心身の故障等により短期的に技術指導が行えない場合に、臨時に技術指導を行います。	1,400円
④顧問サポーター	顧問教員が校務の都合等により一時的に部活動に従事できない場合において、顧問教員に代わって部活動を見守ります。	1,400円

3 部活動支援員の委嘱と遵守事項

部活動は学校の教育活動として行うものです。したがって、部活動支援員は、部活動の位置付けや目的、部活動に対する学校の取り組みの方針等を十分に理解し、学校の管理下で行うものであることを認識する必要があります。

(1) 部活動支援員への委嘱条件の明示及び承諾

部活動支援員は校長が選任します。(世田谷区立中学校部活動支援員の設置及び活動に関する要綱第6条) 委嘱にあたり、部活動支援員は、「部活動支援員委嘱条件明示書兼承諾書」により委嘱条件を理解し承諾したうえで記名します。

「部活動支援員委嘱条件明示書兼承諾書」は、相互の理解の違いがないようにするとともに、謝礼をはじめとした公金支出の根拠ともなります。

(2) 部活動支援員委嘱条件明示書兼承諾書の裏面に記載されている誓約事項

部活動支援員として活動するにあたっては、部活動支援員委嘱条件明示書兼承諾書の裏面にある誓約書の遵守事項について理解し承諾したうえで、誓約書に記名する必要があります。

(遵守事項)

- 1 技術の指導等が終了したときは、顧問教員又は管理顧問教員に活動状況を報告すること
- 2 部活動の範囲を逸脱する技術の指導、生徒の人格を傷つける言動(暴言、セクシュアル・ハラスメント等)及び体罰をしないこと
- 3 中学校若しくは部活動支援員の信用又は中学校、教員、保護者等の信頼を傷つけるような行為をしないこと
- 4 活動中知り得た中学校、教員、生徒、保護者等に関する秘密を他に漏らしてはならないこと。部活動支援員を辞めた後も同様とすること
- 5 生徒個人の電話番号、メールアドレス、SNS アカウント、その他個人的な連絡先の取得、及びそれらを通じた個人的な連絡をしないこと。
- 6 前各号に掲げるもののほか、校長及び副校長並びに顧問教員又は管理顧問教員が技術の指導等に関し指示した事項に反しないこと

上記の(遵守事項)は「世田谷区立中学校部活動支援員の設置及び活動に関する要綱」第9条にも記載されています。

また、同要綱第10条（解任）には以下のように記載されています。

第10条 校長は、部活動支援員が前条各号に規定する事項に反したときは、その任を解くものとする。

2 校長は、部活動を休止し、又は廃止するときは、部活動支援員の任期にかかわらず、その任を解くことができる。

【遵守事項の具体的な説明について】

■ 暴言

身体的な暴力と同様に、暴言も精神的な暴力であり、絶対に許されません。精神的な暴力は、生徒の記憶に残り心の傷となり生涯苦しみます。生徒に恐怖感や不信感を抱かせることになるうえ、負の学習効果にしかならない行為であり、指導の一環として正当化することはできません。

■ セクシュアル・ハラスメント

生徒を不快にさせる「性的な言動（同性に対するもの、性別役割分担意識に基づく言動及び性的少数者に対するもの（同性愛等の性的指向を揶揄する等）を含む）」を行うことであり、生徒の心身を深く傷つけるとともに、将来にわたり個人の尊厳や人権を著しく侵害する絶対に許されない行為です。支援員の意図とは別に、生徒が不快だと感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントに該当することを強く認識する必要があります。

■ 体罰

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為であり、厳しい指導として正当化することはできません。また、自らの指導方法を過信しているため、「体罰ではなく指導だ」という間違った認識をしている場合もあり、注意が必要です。

■ 個別連絡

部活動支援員は部活動中に「必要な技術の指導又は指導の補佐若しくは補助」することが主な役割です。部活動以外で生徒や保護者と直接連絡をとるとトラブルに発展する可能性があるため、どのような理由があっても連絡先を交換してはいけません。必要があれば顧問を通じて連絡してください。

4 部活動支援員の心得

■部活動支援員の活動の意義

生徒は、部活動に参加することで、自己の能力に応じて高い水準の知識・技能や記録を追求し、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを感じます。そこから部活動を行う意義を見だし、仲間とともに充実した学校生活を送ることができるようになります。

部活動支援員が指導面を補助することにより、活動内容に対する生徒の興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながります。そして、生徒自身に専門的な知識や技術が身に付いてくるにしたがい、部活動に一層積極的に取り組むなどの効果が期待できます。部活動支援員は、生徒の技術や能力を向上させ、生徒が有意義な学校生活を送ることに貢献しています。

■部活動の目的を理解すること

部活動は学校教育の一環として位置付けられているため、「生徒一人ひとりの全人的発達」という目的を有しており、部活動はその目的を果たす手段です。このため、部活動支援員は「勝利至上主義」に陥ることなく、生徒の人権に配慮した部活動指導を行うことが求められます。

また、部活動支援員の活動は、「世田谷区立中学校部活動支援員の設置及び活動に関する要綱」第3条により「校長及び副校長並びに顧問教員又は管理顧問教員の指示に従い、次に掲げる活動を行うものとする。(1)必要な技術の指導又は指導の補佐若しくは補助。(2)研修の受講その他の技術の指導の向上に関すること。(3)前2号に掲げるもののほか、技術の指導に関し必要なこと。」と規定されています。この規定から逸脱する活動は行ってはいけません。

■部活動支援員に求められる資質を備えること

部活動支援員は、学校教育目標のための一翼を担っているという自覚をもっていることが大切です。したがって、生徒の前に立って指導を行う部活動支援員には、教師と同様の資質が求められます。

- 部活動指導に対する情熱
子どもの人権を尊重したうえで、指導者としての使命感や誇りをもって、指導すること。
- 専門家としての確かな力量
専門とする種目に関する知識、技術指導力があること。
- 学校組織の一人としての自覚
部活動の顧問教員をはじめとする学校職員、他の支援員や保護者とも協力することのできる協調性があること。
- 指導者としての責任感
「体罰、暴言、セクハラは絶対に行ってはならない」、「子どもに関する守秘義務を守る」など、指導者としての責任感をもって指導すること。
- 総合的な人間力
子ども的人格形成に関わる一人の人間として、対人関係能力などの人格的資質を備えていること。また、子どもを一人の人間として認め、尊重することのできる人権感覚を備えていること。

■顧問教員や管理顧問教員等との連携を密にすること

下記のような行動は、顧問教員と生徒との関係が損なわれるだけでなく、学校が信頼を失うことにつながります。このような事態を防ぐために、日ごろから練習メニューや生徒の様子などの情報交換をお互いが積極的に行い、二者で指導に当たるうえで向かうべき方向を一つに定めておくことが重要です。

以下の点は決して行わないようご注意ください。

- 部活動支援員が自分の判断で練習計画を組む。
- 部活動支援員が生徒や保護者と直接連絡を取り合う。(SNSなどを含む)
- 顧問教員が知らないうちに部活動支援員が生徒を学校外へ引率する。
- 部活動以外の時間に生徒を指導する。
- 部活動支援員が生徒と個人的に接する。

■部活動支援員は教職員に準ずる立場であること

部活動において生徒は、技術指導に対して大きな期待を寄せています。

そのため、部活動支援員は技術的な指導力があるために、顧問教員よりも生徒や保護者から信頼されていると誤解し、大きな発言力をもつことがあります。こ

れにより、顧問教員との間で指導方針について口論となるなど、大きな問題に発展してしまう場合もあります。部活動支援員として学校から何を期待されているのか、どのような役割を担うのか理解しておく必要があります。

5 部活動中の安全対策

■ 事故を防止する責任

事故を防止するために、個々の生徒の力量に照らして、練習計画の立案や練習方法の教授、練習における立ち会いや危険を回避する工夫など安全性を確保する必要があります。事故の原因によっては、部活動を指導していた部活動支援員の責任が問われる場合もあります。

部活動は、活発になるほど怪我や事故につながる可能性が高くなります。部活動支援員も、未然に防ぐための取り組みや万一の事態に備えた体制等について、顧問教員とよく相談しながら整備することが大切です。

■ 顧問教員が活動場所に不在となる場合

やむを得ず顧問教員が活動場所を離れる場合は、危険な活動はさせず、活動内容・安全に十分配慮した内容とする必要があります。部活動支援員としては、事前に活動内容などについて顧問教員とよく相談しておくことが重要です。

■ 事故が発生した場合の初期対応

事故の状況や程度などを的確に把握し、迅速で適切な判断、処置を行います。怪我の場合は、可能な応急手当を実施します。なお、周囲の生徒にも動揺を与えないような配慮も必要です。負傷の程度にかかわらず、顧問教員に必ず連絡します。

■ エマージェンシーアクションプラン（緊急時対応計画）の重要性

緊急事態における対応の最終目標は医療機関への迅速な搬送となります。

そのためには、心臓疾患や熱中症への適切な対応と病院への迅速な搬送方法及び経路の確保が必要です。事前に顧問教員とよく確認するとともに、緊急事態を想定したシミュレーションを行うことが重要です。

◆ 参考

病院へ行くか、救急車を呼ぶか迷ったら **#7119** にご相談ください。
相談員から電話でアドバイスを受けることができる救急相談サービスです。

【AEDについて】

AEDとは、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショック処置を行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。平成16年7月から一般住民も使用できるように法改正され、現在全ての区内の区立中学校にAEDが設置されています。

突然心停止は事前の兆候や症状なく突然発生するケースも多く、いつどこで発生するか分からない恐ろしい症状です。救急車の到着を待っているだけではなく傷病者の近くにいる部活動支援員が一刻も早くAEDを使用して電気ショックをできるだけ早く行うことが重要です。そのために、学校内や試合会場等でのAEDの設置場所や使用方法をあらかじめ知っておき、いつでも迅速に対応できるようにしておくことが大切です。

■心肺蘇生の手順

1. 指導中に生徒が倒れてしまったら肩をたたきながら声をかけ、意識の有無を確認します。
2. 反応がなかったら、周囲に対して119番通報とAED搬送を依頼します。
3. 胸と腹部の動きを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか、10秒以内で確認します。
4. 普段どおりの呼吸がなかったら、すぐに胸骨圧迫を30回行います。
胸骨圧迫は胸の真ん中です。
5. AEDが到着したら、まず電源を入れます。
ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。
6. 電極パッドを胸に貼ります。
電極パッドを貼る位置は電極パッドに書かれた絵のとおり、皮膚にしっかりと貼ります。体が汗などで濡れていたら、タオル等で拭き取ってください。
7. AEDが電気ショックの必要性を判断します。
心電図解析中は、傷病者に触れてはいけません。
8. ショックボタンを押します。

必ず誰も傷病者に触れていないことを確認してから押してください。

9. 普段どおりの呼吸がなかったら救急隊が到着するまで4と7～8を繰り返します。

【熱中症について】

熱中症とは、暑い環境で体に生じる症状の総称です。スポーツ時には体が熱を発するため、熱中症の危険が高まります。また、屋内で活動することが多い文化部においても夏季中は熱中症に留意してください。

熱中症の発生には、気温、湿度、風速、直射日光、暑さへの慣れ、運動強度、休憩時間、水分補給など、様々な環境が関係します。梅雨時の湿気の多いときや定期考査後、合宿の1日目などにも、事故が多く発生しています。また、風通しの悪い体育館などでも発生しています。暑さに慣れるまでの間は、軽い短時間の運動から慣らしていくような指導が必要となります。

熱中症による事故は、指導者が熱中症について無知であったり、無理な指導内容を生徒に課していたりすることによって多く発生しています。指導者は、生徒の健康管理を万全に行い熱中症事故を未然に防ぐとともに、万一の緊急事態に備え、症状と応急処置を知っておくことが大切です。

【落雷について】

- ・ ピカッ！ゴロツ！と鳴ったらすぐに避難してください。
- ・ 競技再開は、最後の雷から30分経過後を目安にしてください。
- ・ 落雷時の避難場所を事前に確認してください。

■避難場所

- ・ 閉め切ることができる広い建物(鉄筋)の中へ
- ・ 金属製の閉め切ることができる場所へ(バスや車など)
- ・ なければ地面との接地部分と体を最小下に保つ

■避難先

- ・ 電気製品、電話など電気配線から離れる
- ・ 水周り(水道、配管、シャワーなど)に近づかない
- ・ 窓や扉からも離れできるだけ離れる

■準備

- ・ 避難場所の確保
- ・ 競技中止・再開の基準確認
- ・ 常に気象情報をチェック

6 「部活動支援員」制度による指導体制

部活動支援員は、生徒・教員等が楽しく意欲的に部活動に取り組めるように、部活動を理解し、活動に協力いただける保護者・地域の方に技術指導や技術指導補助を依頼する制度です。

6-1 「部活動支援員」制度の種類及び従事形態

(1) 監督

□目的

継続的な技術指導の体制を確保することにより、安定的な部活動の基盤を構築するための制度です。専門性をもった継続的な技術指導が確保されるために、生徒の意欲も向上し、「顧問教員」として従事しない教員等は「管理顧問教員」として関わります。

□主な役割

「顧問教員」を置けない部活動において、「管理顧問教員」と協働して部活動に従事します。部活動に求められる役割のうち、主に技術指導について責任をもって担当します。練習試合等の引率補助も行います。また、管理顧問教員に代って監督単独での生徒引率も可能です。

- 学校休業日の部活動の練習は、基本的に「監督」が担います。練習の時間帯や内容・場所については、事前に「管理顧問」と十分に協議し、安全管理等を徹底します。
- 平日の部活動においても、管理顧問は不在で、「監督」が担うことができます。
- 文化部の活動においても、監督を配置することができます。

□活動の形態

1日あたりの時間

夏季休業日／冬季休業日／春季休業日	曜日問わず	5時間以内
上記以外	月～金	3時間以内
	土・日・祝	5時間以内

- 1か月あたり50時間を目安に活動します。著しく時間が多い場合、事情をお伺いする場合があります。
- 1時間あたりの謝礼単価 = 1, 800円

□単独引率

詳細は「6-2 単独引率」参照

(2) 部活動指導員

□目的

専門的な知識や経験に乏しい教員等を補佐し、教員等とともに生徒の技術指導を行うことによって、教員等の精神的な負担軽減と生徒の意欲が向上することが期待できます。

□主な役割

「顧問教員」や「監督」を補佐し、技術指導を担います。あくまでも、教員等が主で、教員等の下で技術指導を補助する役割です。場合によっては、練習試合等の引率補助も行います。

□活動の形態

1日あたりの時間

夏季休業日／冬季休業日／春季休業日	曜日問わず	5時間以内
上記以外	月～金	3時間以内
	土・日・祝	5時間以内

- 1か月あたり50時間を目安に活動します。著しく時間が多い場合、事情をお伺いする場合があります。
- 1時間あたりの謝礼単価 = 1, 400円

(3) 緊急派遣指導員

□目的

「顧問教員」が一時的に欠ける期間が生じる場合、また、「監督」が選任できない期間等に教育委員会から緊急的、臨時的に指導員を派遣することによって、部活動を継続させるものです。

□主な役割

校長や担当教員と連携して、「監督」に準じた従事を行います。場合によっては、学校休業日の部活動の練習の主たる指導や、練習試合等の引率も行います。

□活動の形態

1日あたりの時間

夏季休業日／冬季休業日／春季休業日	曜日問わず	5時間以内
上記以外	月～金	3時間以内
	土・日・祝	5時間以内

- 1ヶ月あたり50時間を目安に活動します。著しく時間が多い場合、事情をお伺いする場合があります。
- 1時間あたりの謝礼単価 = 1,400円
- 「緊急派遣指導員」の状況等により、一定の制約があり学校の希望に全て応えられない可能性があります。

(4) 顧問サポーター

□目的

「顧問教員」が部活動に従事できない日や時間に、「顧問教員」に代わって教育的な視点から活動を見守ることにより、安全で適切な活動を確保するとともに、「顧問教員」による事後指導につなげるなど「顧問教員」が安心して業務を遂行できるようにするための制度です。

□主な役割

出張や会議、進路指導等により「顧問教員」が部活動に従事できない場合、部活動が教員等の指示どおり行われているか、安全が確保されているかなど「顧問教員」に代わって活動を見守り、適宜、必要な指導・助言を行うとともに、活動状況を「顧問教員」に報告し、事後指導につなげます。練習試合等の引率は認められません。

□活動の形態等

1日あたりの時間

夏季休業日・冬季休業日・春季休業日	月～金	3時間以内
上記以外	土・日・祝	5時間以内

- 1か月あたり50時間を目安に活動します。著しく時間が多い場合、事情をお伺いする場合があります。
- 1時間あたりの謝礼単価 = 1,400円
- 年間・月間・週間日程等を踏まえて、サポートが特に必要と思われる日や曜日等をあらかじめ学校と協議します。
- 「顧問サポーター」としては、学校教育や教員等の勤務実態等にも精通している退職教員等が望ましいと考えられます。
- 「顧問サポーター」と「顧問教員」とは常に円滑なコミュニケーションができるようにしておくことが大切です。また、生徒にも、「顧問サポーター」が「顧問教員」の代わりをなすものであることを事前に周知し、理解させておく必要があります。

6-2 大会等の単独引率

教員の負担軽減や部活動支援員制度の充実の観点により、限られた大会等において、管理顧問教員に代わって部活動支援員（監督のみ）の単独での生徒引率が可能です。なお、運動系・文化系部活動を問いません。

(1) 単独引率が認められる部活動支援員の種別

部活動支援員のうち、監督のみ

(2) 単独引率が認められる大会等（会場は全て都内に限ります）

- ① 都内における他校との練習試合、大会、発表会、合同練習会等
- ② 世田谷区中学校体育連盟が主催する大会
- ③ 東京都中学校体育連盟が主催もしくは運営に関与する大会（*）
- ④ ①から③のほか、教育委員会が特に必要と認めた大会等

* ③の「東京都中学校体育連盟が主催もしくは運営に関与する大会」について

ては大会要項に、一定の種目（個人競技）において「外部指導員（コーチ）」の単独引率の位置づけがある場合は、要項に準拠した対応（引率可能な種目）とします。

（3）手当

① 単独引率手当

1日（1回）につき3,500円。1監督あたり年間10回を上限とします。

※従事した時間数に関わらず1日（1回）につき3,500円です。

※年間10回を上回る場合には事前に担当までご相談ください。

② 従事した時間分の謝礼

- ・ 通常の部活動指導分と併せて支給します。
- ・ 従事した時間は原則として集合時間から解散時間までとします。

③ 旅費

- ・ 支給範囲は集合場所から会場まで（往復）の公共交通機関にかかる費用です。

（4）実施にあたって

部活動支援員（監督）が単独で引率を行うことは大きな責任を負うことになります。単独引率を行うことは必須ではありませんので、単独引率の依頼があっても受諾しないこともできます。

なお依頼を受ける際には、（5）の「手続き・様式」の流れに従い、引率にかかる場所や時間、行程、緊急時の連絡体制など事前に丁寧な情報共有を必ず行ってください。

（5）手続き・様式

※詳細は管理顧問教員に確認してください。

■ 「単独引率対応計画書」

管理顧問教員が引率先の場所や連絡担当者や引率中にかかる管理顧問教員や校長、副校長の連絡先、行程等について作成します。

■ 「単独引率依頼書兼受諾書」

- ①管理顧問教員から「単独引率対応計画書」の内容について説明を受けてください。
- ②単独引率を受諾する場合、受諾した日付、氏名を記載及び押印を行って

ください。

※これまでどおり、部活動支援員が管理顧問教員の補助として引率にかかる場合は、これまでどおり引率にかかった時間については、部活動指導分の実績及び旅費分として支給されます。

(6) 保険

部活動支援員を対象に、区で傷害保険と施設賠償保険に加入してします。

(7) その他

監督は生徒個人の連絡先（電話番号やメール等）を直接取得しないようにしてください。

集合時の際の連絡体制を顧問教員と確認してください。また、生徒への連絡が必要な場合は管理顧問教員等を経由し、連絡を取るようになしてください。

7 謝礼の支出

(1) 部活動支援員

部活動支援員のうち「監督」、「部活動支援員」、「顧問サポーター」の謝礼金の支出は、各学校からの実績報告に基づき、教育委員会事務局地域学校連携課が支出処理を行います。

3月を除き、部活動従事の翌々月に謝礼支給を行います。

[謝礼支払い時期]

実績月	謝礼支払い時期（予定）
4月分	6月中旬
5月分	7月中旬
6月分	8月中旬
7月分	9月中旬
8月分	10月中旬
9月分	11月中旬
10月分	12月中旬
11月分	1月中旬
12月分	2月中旬
1月分	3月中旬
2月分	4月中旬
3月分	4月下旬

※振込予定時期は、取り扱い金融機関等により差があります。

※活動報告の提出が遅延した学校については、上記の謝礼支払い時期での支払いが難しくなる場合があります。

(2) 源泉徴収票の送付時期

2月上旬頃に送付します。

※就職等により上記送付時期以外に個別に源泉徴収票が必要な場合は、地域学校連携課までご連絡をお願いします。

(3) 夏季施設利用に伴う交通費・宿泊費相当額の支出

夏季施設に同行する部活動支援員は、参加生徒20名あたり1名、また

は1部活動につき1名のいずれかを上限とし、以下のとおり交通費、宿泊費相当額として4日間で30,000円を支給します。(1日短縮するごとに7,400円ずつ減額します)

8 活動中における事故等に対する保険

教育委員会では部活動指導中に起きた事故に備えて、保険に加入しています。

【普通傷害保険】

内容：被保険者が管理下中（往復途上を含む）に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払う。

金額：死亡・後遺障害 1名につき300万円
入院 1名、1日につき3,500円（180日限度）
通院 1名、1日につき1,500円（90日限度）

【施設賠償保険】

内容：被保険者が施設の内外で部活中に生じた事故により、法律上の賠償責任を負われた場合に支払う。

金額：対人賠償 1名 1,000万円
期間中 3,000万円
対物賠償 期間中 100万円

9 部活動支援員研修

部活動支援員を対象とした研修を開催します。

今後の活動にあたって、知っておくべき事項について実施しますので、積極的にご参加をお願いします。

※実施時にはメールで参加周知を行います。

(目的)

- (1) 学校教育活動の一環である部活動・部活動支援員制度について理解する。
- (2) 怪我・事故の予防について知る。
- (3) 指導に必要な知識・技術を学ぶ。

(令和5年度実施研修)

- ・体罰の禁止とハラスメント（配信）
- ・指導者としての心構え（オンライン）
- ・結果への固執が生む危険性（オンライン）
- ・フィジカル研修（トレーニング研修）（対面）
- ・指導における安全管理（オンライン）

10 メールアドレス登録のお願いおよびポータルサイトの開設

10-1 メールアドレスの登録のお願い

世田谷区教育委員会からの部活動支援員へのお知らせは、原則、電子メールを利用した方法に変更しております。そのため、メールアドレスの登録をお願いします。

(1) 登録方法

以下の二次元コードまたは区ホームページより登録手続きをお願いします。

※登録にあたって、以下の「(2) 利用目的」、「(3) メールアドレスの管理」を必ず確認してください。



(2) 利用目的

提供いただいたメールアドレスは、以下の業務に関する連絡・問い合わせ等のために利用します。

- ・部活動支援員の方への区教育委員会からのご連絡
- ・部活動支援員研修などのご案内
- ・部活動支援員専用ポータルサイトへ情報の更新時のお知らせ

(3) メールアドレスの管理

- ・提供いただいたメールアドレスの適正な管理及び安全保護を図るために、紛失、破損、改ざんその他の事故及び漏えいを防止するために必要な措置を講じます。
- ・ご提供いただいたメールアドレスは、他の所属に共有しません。

10-2 ポータルサイトの開設

教育委員会から部活動支援員へのお知らせや研修動画の配信を行うためのポータルサイトを開設します。 詳細は改めてご案内します。

部活動支援員の手引き 令和6年4月発行

発行 世田谷区教育委員会事務局
地域学校連携課

住所 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2723